

八尾市グリーン交通・配送推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、八尾市グリーン交通・配送推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、八尾市内における環境負荷の少ない自動車交通及び配送の推進に関し、市民、事業者、行政の三者が協働し、必要な取り組みを図ることを目的とする。

(取り組み内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の取り組みを行う。

- (1) 環境負荷の少ない自動車交通及び配送に関する調査、研究並びに事業を行うこと。
- (2) 市民、事業者、行政の意見交換を行うこと。
- (3) 市民及び事業者への啓発活動を行うこと。
- (4) 毎年度の取り組み状況を報告すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

(会 員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

(役 員 等)

第5条 協議会の役員は、会長1名、副会長3名とする。

- 2 協議会の役員は、会員の中から互選とする。ただし、会員に異議がない場合は、指名推薦の方法をとることができる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 協議会に、顧問を置くことができる。

(任 期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に定める1年とは、役員に選任された日から翌年度における第7条に定める通常総会の日までとする。

(総 会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(会議の召集等)

第8条 通常総会及び臨時総会は、会長が招集する。

2 通常総会及び臨時総会は、会長が議長となり議事を掌理する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、大阪府八尾市高美町5丁目2番2号 八尾市環境部環境保全課に置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(細 則)

第10条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年2月26日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成21年2月12日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年10月27日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年7月5日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年7月13日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

（附 則）

この要綱は、令和元年 5 月 28 日から施行する。

（附 則）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

団 体 名
八尾市女性団体連合会
(特活)関西消費者連合会
八尾市消費問題研究会
八尾商工会議所
(株)ライフコーポレーション 志紀店・八尾店・八尾竹湊店・久宝寺駅前店
イオンリテール(株) イオン八尾御坊前店
(株)関西スーパーマーケット 旭ヶ丘店
イズミヤ(株) 八尾店
(株)イトーヨーカ堂 アリオ八尾
(株)大近 パントリー八尾店
八尾小売市場連合会
八尾市商店会連合会
シャープ(株)
ホシデン(株)
(一社)大阪府トラック協会
近鉄バス(株)
(株)東陽運輸
ヤマト運輸(株) 関西支社
佐川急便(株) 関西支店
日本郵便(株) 近畿支社
大阪ガス(株)
関西電力(株)
(一財)環境優良車普及機構
(有)田中商店
国土交通省 近畿運輸局
国土交通省 大阪運輸支局
大阪府
八尾市